

奈良県選挙管理委員会告示第七十九号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第二十二条第二項及び第二十三条第一項並びに地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律施行令（平成二十六年政令第三百七十七号）第一条の規定による平成二十七年四月十二日執行予定の奈良県知事選挙における選挙時登録の登録基準日、登録日及び縦覧期間は、次のとおりである。

平成二十七年二月六日

奈良県選挙管理委員会

委員長 白井皓喜

登録基準日 平成二十七年三月二十五日

ただし、平成二十七年四月十二日現在で年齢満二十年に達する者を含む。

登録日 平成二十七年三月二十五日

縦覧期間 平成二十七年三月二十六日